

I 沿 革

II 茨城県消費生活センターの概要

III 年度別運営状況

I 沿革

昭和	42年	9月	1日	県民室に専管機構として消費生活係が誕生。
	44年	11月	1日	婦人会館内に消費生活センターを設置し、消費者啓発、商品テスト、苦情相談の処理及び展示事業等を実施する。
	47年	6月	1日	機構改革により生活福祉部県民福祉課に消費生活班が設置され、消費生活協同組合の育成指導、貯蓄奨励、家庭用品品質表示法、不当景品類及び不当表示防止法施行事務を新たに担当した。 また、地方福祉事務所が生活福祉事務所に改組され、生活課において消費者行政を所掌した。
	48年	12月	25日	石油ショックによるモノ不足、物価高騰に対処するため、県民福祉課から独立して消費者生活対策室が設置された。
	49年	4月	1日	消費生活対策室を消費生活課に改め、4係13名となった。茨城県県民生活の緊急安定対策に関する条例を施行する。
	50年	1月	5日	消費生活センターが水戸駅前三井ビル3階に移転、研修室、テスト室及び展示室等施設面の充実を図った。
		6月	1日	消費生活センターに啓発相談課と商品試験課を設け、体制整備を図った。
	51年	2月	1日	県民生活の緊急安定対策に関する条例を廃止し、消費者行政の基本となる茨城県消費者保護条例を施行した。(50.12.26制定)
		6月	1日	機構改革により地方総合事務所が設置され、生活商工課生活第一係(生活係)において消費者行政を担当することになった。
	52年	4月	1日	3地方総合事務所に各1名の消費生活相談員を配置し、苦情処理体制の充実を図った。
	54年	5月	1日	取手市に消費生活センター取手分室を設置し、消費者啓発、苦情処理体制の充実を図った。
	55年	6月	1日	生活関連行政の整備充実を図って、消費生活課、青少年婦人課及び交通安全対策課の3課並びに県民福祉課の旅券発給業務及び文化振興業務を統合して総合県民室を設置した。
	56年	6月	1日	鹿行・県南・県西の各地方総合事務所に消費生活センター鉾田・土浦・下館分室を設置。
	58年	2月	23日	消費者行政を進めるうえでの指針として「茨城県消費者行政推進方策」を策定した。
		9月	1日	地方総合事務所内の改組により、生活関連行政が生活商工課から総務課に移管され、総務課内に新たに県民室を設置した。
	59年	5月	1日	法律的な苦情相談等に対処するため顧問弁護士を委嘱。
	61年	4月	1日	総合県民室の改組により県民生活課となる。
		12月	1日	消費生活情報オンラインシステム(パイオネット)稼動開始。
	62年	4月	1日	消費生活相談員が1名増員となる。(本センター)
		11月	13日	水戸合同庁舎の新設に伴いその2階に移転し、簡易テスト室、展示室等の拡充が図られた。
平成	元年	4月	1日	地方総合事務所に県民生活課を設置した。
		5月	1日	取手分室設立10周年。
		6月	1日	茨城県消費者保護条例の一部改正。(不当取引の防止)
		11月	1日	センター設立20周年。
	2年	9月	1日	中東湾岸危機による原油価格上昇等に対処するため、物価ダイヤルを設置。
	3年	7月		食品添加物の全面表示施行。
	4年	4月		新学習指導要領に基づき、学校での消費者教育開始。
	5年	4月	1日	機構改革により消費者行政は、生活環境部生活文化課が所掌することとなる。
		10月	1日	茨城県個人情報保護条例施行。
	7年	6月	1日	茨城県消費者保護条例の一部改正により「苦情処理委員会」設置される。
		7月	1日	「製造物責任法(PL法)」の施行。

8年	4月	平成7年度相談件数過去最高。(6,343件)
	11月21日	訪問販売法の一部改正・施行。(電話勧誘販売・マルチ商法の規制強化)
9年	4月	平成8年度相談件数過去最高を更新。(7,646件)
10年	2月	パイオネット端末2台目増設。
	4月	平成9年度相談件数過去最高を更新。(7,789件)
	4月1日	消費生活相談員が2名増員される。(土浦分室・下館分室)
11年	1月～3月	初めての試みで関東甲信越ブロック悪質商法被害防止共同キャンペーンを実施。
	1月14日	パイオネット入力量300万件突破。(国セン発表)
	4月	平成10年度相談件数過去最高を4年連続更新。(8,293件)
	10月	改正訪問販売法施行。(継続的役務4業種が規制対象)
	11月	消費生活センター開設30周年を迎え、展示室を改装。
12年	4月	平成11年度相談件数過去最高を5年連続更新。(8,943件)
13年	4月	平成12年度相談件数1万件を突破。過去最高を6年連続更新。(10,253件)
	4月1日	「消費者契約法」施行。
	6月1日	訪問販売法一部改正、名称を「特定商取引に関する法律」に変更。
	12月25日	「電子消費者契約法」施行。
14年	4月	平成13年度相談件数過去最高を7年連続更新。(12,131件)
	7月1日	特定商取引法の一部改正・施行。(電子メールによる商業広告に係る規制)
15年	4月	平成14年度相談件数過去最高を8年連続更新。(15,793件)
	7月1日	特定商取引法の一部改正施行。(指定商品、指定役務の追加)
	7月25日	「貸金業規制法及び出資法の一部改正法(ヤミ金融対策法)」成立。
	9月1日	「貸金業規制法及び出資法の一部改正法(ヤミ金融対策法)」改正施行。 (違法な広告勧誘行為の規制、違法な高金利契約の無効化、罰則の強化)
16年	1月1日	特定商取引法の一部改正施行。(特定継続的役務提供の規制対象追加) 「貸金業規制法及び出資法の一部改正法(ヤミ金融対策法)」改正施行。 (違法な取立て行為の規制強化、貸金業登録制度の強化)
	3月	ホームページ開設。
	4月	平成15年度相談件数約3万件、過去最高を9年連続更新。(29,682件)
	4月1日	消費生活相談員が3名増員される。(本センター2名・土浦分室1名)
	6月2日	「消費者保護基本法」が改正され「消費者基本法」として公布、施行。
	11月11日	特定商取引法の一部改正施行。 (悪質業者の規制強化、消費者救済のための民事ルールの整備)
17年	4月	平成16年度相談件数約3万5千件。過去最高を10年連続更新。(34,998件)
	4月1日	消費生活相談員が2名増員される。(本センター2名)
		個人情報保護法が全面施行。
	5月30日	取手分室が取手駅土地区画整理事業のため同一町内に移転。
18年	2月	「偽造・盗難カード預貯金者保護法」施行。
	2月	メールマガジンを開設。
	2月	本センターの相談時間を30分延長し17時まで相談窓口を開設。
	4月	平成17年度相談件数約2万6百件、10年連続増加した相談件数が初めて減少。 (20,629件)
	4月1日	「茨城県消費者保護条例」が「茨城県消費生活条例」として改正施行。
	5月	ゆうゆうセミナーが開催され、宇都宮健児弁護士を講師で招き、「金融トラブルに巻き込まれないために」と題し講演。
	5月	消費者契約改正、消費者団体訴訟制度が導入されるのが決まる。
	7月	ガス瞬間湯沸器の事故が問題化。
	8月	ガソリンが高騰、全国平均16年ぶり高値。

	10月		法テラス（日本司法支援センター）オープン。
	11月		振り込め詐欺による被害額が約223億6400万円となり、3年連続で被害総額200億円を超える。
	12月		貸金業法の改正法成立。
19年	4月	1日	「相談啓発課」と「商品試験課」が統合され「相談試験課」と組織改正。
	4月		平成18年度相談件数約1万8千件であり、前年度の9割。（18,354件）
	5月		消費生活用製品安全法の改正施行。
	6月		改正消費者契約法が施行され消費者団体訴訟制度が本格始動。
	7月	11日	茨城県多重債務者対策協議会を設置。
	9月		金融商品取引法が施行。
20年	4月		多重債務者相談窓口の充実・法律専門家への紹介開始。
	4月		平成19年度相談件数約1万5千件、前年度の約2割減。（15,099件）
	9月		高齢者向け悪質商法被害防止キャンペーンを実施。
21年	4月		消費生活センターが水戸合同庁舎の2階から1階に移転。
	4月		平成20年度相談件数約1万2千4百件、前年度の約2割減。（12,380件）
	4月		新たに金融・証券等専門法律相談、1級建築士による建築相談、区市町村の相談員がいつでも弁護士に相談できる随時法律相談を開始。
	4月		市町村の相談窓口を支援するため市町村消費生活相談支援員1名を配置。
	9月	1日	消費者庁発足。
	12月		消費者安全法が施行。消費生活センターが法律上位置付けられる。
	12月		改正特商法、改正割賦販売法が施行（過量販売、信販会社の不適正与信、ネット通販の返品トラブル等に対する規制強化）。
22年	1月		市町村消費生活相談支援員が1名増員される。
	1月	12日	消費者ホットダイヤル（0570-064-370）が全国で運用開始。
	3月	31日	取手、鉾田、土浦、筑西の4分室が廃止され、水戸のセンターに集約される。
	4月		平成21年度の相談件数10,347件。前年度比16%減。
	4月	1日	消費者教育啓発員1名を配置し、学校教育における消費者教育を推進。
	6月	18日	改正貸金業法が完全施行され、借入残高が年収の3分の1以内に制限する総量規制が導入される。
23年	3月	11日	東日本大震災が発生。以降、ガソリン、屋根工事、放射性物質関連等の相談が増加した。
	4月		平成22年度の相談件数7,051件。前年度比32%減。
	4月	1日	市町村消費生活相談支援員が2名増員される（計4名）。
	8月		和牛預託オーナー制度を運営する（株）安愚楽牧場が東京地裁に対して民事再生手続き開始の申立てを行ったとの報道を受け、同社に関する相談が急増した。
24年	4月		平成23年度の相談件数6,580件。前年度比6.7%減。
	5月		竜巻、降ひょうによる甚大な被害が県内で発生。災害につけ込んだ悪質商法への注意喚起を行った。
	8月		消費者教育の総合的・一体的な推進を図ることを目的に、消費者教育推進法が成立。
	8月		貴金属等の訪問購入をめぐるトラブルが多発したことを受け、8月に特定商取引法が改正され、同法で規制される7番目の取引類型として「訪問購入」が追加された（H25年2月施行）。
	10月		消費者安全法改正に伴い、内閣府に消費者安全調査委員会が発足。
	12月		消費者教育推進法施行。
	12月		消費者裁判手続き特例法成立。
25年	4月		平成24年度の相談件数5,916件。前年度比10.1%減。
	7月		カネボウ化粧品、美白化粧品による白斑トラブル発覚。

	9月	消費者教育推進法施行に伴い、茨城県消費者教育推進地域協議会を設置。
	10月	ホテル、百貨店、レストラン等における食品表示等の不正事案が多発、
	12月	アクリフーズ冷凍食品の農薬混入事案発覚。
26年	3月	消費者教育推進法に基づき、茨城県消費者教育推進計画を策定。
	4月 1日	主任消費生活相談員制度を新たに定め(3名)、併せて日曜日の電話相談を開始した。
	4月	平成25年度の相談件数5,467件。前年度比7.6%減。
	6月	不当景品類及び不当表示防止法・消費者安全法の一部改正。
	7月	(株)ベネッセコーポレーションが保有する顧客の個人情報的大量に流出する事案が発覚。これに便乗した流出情報の削除をうたう不審な勧誘が発生。
27年	1月	商品先物取引法施行規則が改正され、条件を満たす消費者に不招請勧誘が可能となる。
	3月	繊維製品品質表示規程が改正され、ISO規格と同じ表示と同じ絵表示となる。
	4月	平成26年度の相談件数5,789件。前年度比5.9%増。
	4月	越境消費者センターが消費者庁から国民生活センターに移管される。
	4月	食品の機能性表示制度が新たに始まる。
	5月	ウイルスメールによる不正アクセスにより日本年金機構から大量の個人情報が流出する事案が発覚。
	5月	電気通信事業法が改正され、電気通信サービスに初期契約解除制度や書面交付義務が導入された。
	7月	消費者ホットラインが3ケタの「188」となる。
	9月	東日本・東北豪雨が発生。県内では、小貝川堤防からの越水・決壊により流城市町で被害発生。これに伴い常総市への消費者ホットラインを県センターが対応し支援を行う。
	10月	マイナンバーの通知開始。
	10月	クリーニング賠償基準が16年ぶりに改正される。
28年	3月	東日本・東北豪雨の被災地支援として、常総市を始め被災地の相談員を対象に1級建築士による事例検討会を開催。 「茨城県消費者基本計画(第3次)」(計画期間:平成28年度~平成32年度)が策定された。
	4月	平成27年度の相談件数5,342件。前年度比7.7%減。
	4月	「茨城県消費生活条例」の一部を改正し、茨城県消費生活センターの組織及び運営等について規定された。 電力小売の全面自由化が開始(電力小売完全自由化)され、電気事業者の訪問販売による電気供給契約はクーリング・オフの対象となる。
	6月	消費者契約法が改正され、不実告知取消しに関する重要事項の拡大や過量契約取消権の新設等の規定が新設等された。
	6月	特定商取引法が改正され悪質事業者への行政執行権限の強化や電話勧誘販売への過量販売規制の導入等がされた。
	10月	消費生活相談員資格が国家資格となって初めての試験が実施される。
29年	2月	大学等で消費者教育を実施するにあたっての大学生向け副教材を作成した。
	4月	平成28年度の相談件数4,700件。前年度比12.0%減。 インターネット接続回線や光通信コラボ等の相談に対し、相談員が専門家からの助言を得るため、デジタル・通信関係専門相談を開始。
	5月	民法が改正(2020年を目途に施行)された。消費者保護を図るべく、契約分野では1896年の制定以来初の抜本的見直しが行われた。
	6月	改正消費者契約法が施行された。
	12月	改正特定商取引法が施行された。
30年	1月	外国人向け消費生活相談パンフレットの作成(使用言語:英語、中国語、タイ語、ポ

	ルトガル語)
4月	平成29年度の相談件数4,300件。前年度比8.5%減。
6月	取り消しうる不当な勧誘行為の追加、無効となる不当な契約条項の追加等の消費者契約法が改正された。 民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げることを内容とする民法の一部を改正する法律が成立。
31年 4月	平成30年度の相談件数5,510件。前年度比19.8%増。